

第1章 総則

- 第1条 この規程は、こま武蔵台自治会会則第8条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、役員候補者の選出及び役員の選出について適用する。
- 第3条 この規程は、こま武蔵台自治会の役職の選出が公正に行われることを目的とする。
- 第4条 投票による選出の際の投票権は、1会員1票とする。

第2章 役員選出委員会及び役員推薦委員会

- 第5条 役員選出に関する事務を処理するため会長は毎年定例総会の期日80日前までに役員選出委員会及び役員推薦委員会を設ける。
- 第6条 役員選出委員及び役員推薦委員には、各副地区長のうち互選による10名及び前年度地区長が当たる。ただし、現役員を除く。
- 第7条 役員選出委員及び役員推薦委員が役員に立候補した場合は、役員選出委員及び役員推薦委員から外れる。
- 第8条 役員選出委員会及び役員推薦委員会は、それぞれ委員長1名、副委員長1名、事務局長1名及び事務局員複数名を互選する。
- 第9条 役員選出委員及び役員推薦委員の任期は、任命されてから、定例総会で役員の承認が終るまでとする。
- 第10条 役員選出委員会は、次のことを行なう。
- (1) 選出についての告示
 - (2) 立候補の受付と発表
 - (3) 投票開票の管理（立候補者数が役員定数を超えた場合）
 - (4) 総会への報告
 - (5) その他選出について必要な事項
- 2 役員選出委員は、特定の候補者について選出に関する運動をしてはならない。

第11条 役員推薦委員会は、次のことを行う。

- (1) 役員立候補者が、役員定数に満たなかった場合には、役員定数から立候補者を控除した人数の推薦を行う。
 - (2) 推薦は各ブロックから1名ずつ推薦された役員候補予定者から抽選で行い、役員候補者とする。ただし、地区長のいるブロックからは役員候補者は推薦しない。このため地区長等を選出する新班長会議の際、地区長を選出したブロックを除く各ブロック毎に1名の役員候補予定者を選出しておく。なお、この会議は事務局も出席対象とする。
 - (3) 前号で推薦された候補者を加えても未だ役員候補者が定数に達しない場合、役員推薦委員長は役員会メンバー、立候補者、ブロックから推薦された候補者（地区長予定者を含む）を招集し、公平にかつ自治会運営の継続性も考慮したうえで調整し役員候補者の推薦を行う。
 - (4) その他推薦について必要な事項
- 2 役員推薦委員は、特定の候補者について選出に関する運動をしてはならない。

第3章 候補者

第12条 この会のすべての会員は、役員に立候補する権利を有する。また、会員の同居家族で、役員に立

候補する時点で20歳以上の者も権利を有する。ただし、一世帯から2名以上の役員が立候補する場合には、それぞれの個人が役員に立候補する時点で、別個に会員として記載され、会費を支払っていないとしない。

第13条 立候補者及び他の会員の推薦を受けて立候補する者は、所定の立候補届出用紙（別紙）に必要事項（住所、氏名、電話番号）を記入し締め切り日までに役員選出委員会に届出するものとする。

第4章 役員を選出

第14条 役員選出委員会は立候補者数が役員定数を超えた場合は、立候補者の互選により候補者を決定する。

第15条 役員選出委員会は立候補者数が役員定数に満たなかった場合には、役員推薦委員会から推薦された役員候補者を候補者として決定する。

2 役員選出委員長は三役及び監査役選出のための会議を開催する。この会議は立候補者、前項で指名された役員候補者及び地区長予定者を招集し、ここで会長、副会長（2名）、事務局長及び監査役を互選により選出する。なおこの選出には役員選出委員長の選出権はない。

3 会長、副会長、事務局長は、各役員の希望を考慮のうえ、三役、監査役以外の役職を決定する。

第5章 承認

第16条 役員選出委員長は以上の規定にもとづき、推薦された次期自治会役員候補者とその推薦過程を定例総会に提案し、承認を得て、役員とする。この際、会長、副会長、事務局長及び監査役を担当する候補者については役職名と合わせて提案し承認を得る。

付則

この規程は平成2年4月22日から発効する。

この規程は平成6年4月24日から発効する。

この規程は平成7年11月26日から発効する。

この規程は平成14年3月10日から発効する。

（こま武蔵台自治会役員推薦規程を統合、字句修正など）

この規程は平成15年12月15日から発効する。

（選挙管理委員会と役員推薦委員会の統合、選出方法の変更など）

この規程は平成19年3月18日から発効する。

（監査役の選出方法記述）

この規程は平成20年度3月31日から発効する。

この規程は平成22年度3月29日から発効する。

（候補者の明確化、字句修正など）

この規程は平成25年11月17日から発効する。

（役員推薦委員会の設置及び役員選出委員会の用務内容変更、字句修正など）

この規程は令和5年11月21日から発効する。

（会則の条文内容と整合させ、事務局の役割を追加）

参考

こま武蔵台自治会役員推薦規程

この規定は平成7年11月26日から発効する。

この規定は平成14年3月10日、こま武蔵台自治会役員選出規程に統合、廃止する。